

③ 加入申込書類および保険料払込受付証明書を窓口へ提出

窓口職員が加入申込書類と保険料の振込を確認します。そのうえで受付印を押印し、「加入確認証（兼）保険料受領書」および「事故報告書」を加入申込者にお渡しし、手続きは完了です。

なお、保険の補償期間は下記のとおりです。

○前年度の3月31日までに手続き完了の場合

⇒当該年度4月1日から当該年度の年度末（3月31日）まで

○当該年度4月1日以降に手続き完了の場合

⇒受付日の翌日0時から当該年度の年度末（3月31日）まで

④ 加入手続きの完了

窓口で受領印を押印した「加入確認証（兼）保険料受領書」をお渡しし、手続きは完了です。「加入確認証（兼）保険料受領書」はボランティア保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。また、団体（グループ）加入の場合、加入者全員に保険のご加入について必ずご説明ください。

【加入申込み手続き等に関するQ&A】

Q1 申込み時に持参すべきもの（印鑑等）はありますか？

A 持参いただくものはありませんが、申込時に加入者の住所・氏名・電話番号を申込票もしくは加入名簿に記入していただきます。6名以上でまとめてお申込みの場合は、予め氏名・住所・電話番号が記載された既存の名簿を持参いただいても構いません。その場合は3部名簿をご持参ください。

Q2 加入者本人が窓口で申込まなければいけませんか？

A 加入者本人ではなく、加入者から委任を受けた代理の方でも結構です。また、団体（グループ）加入の場合、お一人の方が代表して手続きをしていただければ結構です。

Q3 東京都以外に在住の場合や外国籍の方は加入できますか？

A 日本国内に在住・滞在の方は加入できます。また国籍による加入制限はありませんが、ボランティア保険のパンフレットの内容を理解しているか、十分な説明のできる代理の方が必要です。また入院・通院保険金は日本国内にて「医師法上の医師」の治療を受けた場合のみ対象になります。一時的に日本に滞在している外国籍の方の場合は、日本での滞在先（ホテル等でも可）および母国での住所、電話番号をご記入ください。

Q4 加入申込票に記載する加入者の住所や電話番号は職場のものでも可能ですか？

A 職場ではなく、ご自宅の住所、電話番号をご記入ください。なお、電話番号は加入者個人の携帯電話でも結構です。

Q5 加入申込みは居住地の社会福祉協議会ボランティアセンターでないとできないのですか？

A 本ホームページ上で掲載されている窓口一覧（各区市町村ボランティアセンター・東京都社会福祉協議会窓口一覧）であれば、原則として同じ手続きができます。

Q6 加入申込みの後、保険はいつから有効になりますか？

A 窓口の社会福祉協議会が申込みを受付した日（受付印を押した日）の翌日0時から当該年度の年度

末（3月31日）までとなります。

Q7 ボランティアグループでまとめて加入をしましたが、その後グループの活動とは全く関係なく、個人的に活動する場合には別途加入手続きをしなければいけないのですか？

A 別途加入する必要はありません。保険の補償期間内であり、日本国内で行うボランティア活動であれば補償の対象となります。

Q8 保険加入後にプランを変更することや取り消しすることはできますか？

A 保険加入後のプラン変更や取り消しはお受けしておりません。

Q9 ボランティアグループでまとめて加入したいと思いますが、それは可能ですか？

A まとめて加入をすることは可能です。なお、加入者が6名以上になる場合は、予め住所・氏名・電話番号が記載された既存の名簿を3部ご用意ください。

Q10 ボランティア活動中に事故が発生した場合はどのようにしたらよろしいですか？

A 受付時に加入申込書の控え（ボランティア保険加入確認証（兼）保険料受領書）をお渡しする際にあわせて「ボランティア保険事故報告書」をお渡ししています。事故発生から30日を目途に、事故報告書に必要事項をご記入いただき、幹事保険会社である三井住友海上保険にFAXにてご送信ください。

なお、「ボランティア保険事故報告書」を紛失された場合は、ホームページのトップ画面にデータを掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、詳しくは本ホームページ上に掲載されている「ボランティア保険のご案内」パンフレットをご参照ください。